



山形県公報

平成18年1月24日(火)
第1710号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

指定居宅サービス事業者の指定.....	(置賜総合支庁福祉課) ...89
指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....	(庄内総合支庁福祉課) ...同
指定居宅サービス事業者の指定.....	(同) ...91
指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更.....	(同) ...93
家畜伝染病発生の届出.....	(生産流通課) ...94

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会1月定例会の招集.....同

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....	(庄内総合支庁企画振興課) ...同
県営住宅入居者の一般公募.....	(最上総合支庁建築課) ...95
同.....	(置賜総合支庁建築課) ...97
同.....	(置賜総合支庁西置賜総務建築課) ...99

告 示

山形県告示第41号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
平成18年1月24日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
有限会社くるみ 南陽市郡山95-1アイザワテナントA号室	介護サービスくるみ訪問介護事業所 南陽市郡山95-1アイザワテナントA号室	訪問介護	平成18.1.12

山形県告示第42号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成18年1月24日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
株式会社ケアサービス鳥海 酒田市麓字横道10番地8	えびすの家 酒田市新橋二丁目24番16号	通所介護	平成17.5.31

株式会社サンクス 長野県飯田市上殿岡372番地2	株式会社サンクス山形営業所 東田川郡庄内町余目字館之内41番地3	福祉用具貸与	同	8.31
株式会社ロック 鶴岡市大宝寺町3番51号	さくら酒田デイサービスセンター 酒田市上本町7番24号	通所介護	同	6.20
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市西新斎町14番26号	ホームヘルプステーションふれあい 鶴岡市西新斎町14番26号	訪問介護	同	9.30
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市西新斎町14番26号	ホームヘルプステーションおおやま 鶴岡市大山三丁目34番1号	訪問介護	同	
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市西新斎町14番26号	なえづホームヘルプステーション 鶴岡市ほなみ町3番1号	訪問介護	同	
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市西新斎町14番26号	とようらホームヘルプステーション 鶴岡市三瀬字菖蒲田67番1号	訪問介護	同	
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市西新斎町14番26号	訪問入浴サービスふれあい 鶴岡市西新斎町14番26号	訪問入浴	同	
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市西新斎町14番26号	老人デイサービスセンターたかだて 鶴岡市友江町23番14号	通所介護	同	
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市西新斎町14番26号	なえづ老人デイサービスセンター 鶴岡市ほなみ町3番1号	通所介護	同	
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市西新斎町14番26号	とようら老人デイサービスセンター 鶴岡市三瀬字菖蒲田67番1号	通所介護	同	
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市西新斎町14番26号	老人デイサービスセンターふれあい 鶴岡市西新斎町14番26号	通所介護	同	
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市西新斎町14番26号	老人デイサービスセンターおおやま 鶴岡市大山三丁目34番1号	通所介護	同	
社会福祉法人榊引町社会福祉協議会 鶴岡市三千刈字藤掛1番地	くしびきデイサービスセンター 鶴岡市上山添字成田21番地9	通所介護	同	
社会福祉法人榊引町社会福祉協議会 鶴岡市三千刈字藤掛1番地	くしびきホームヘルプステーション 鶴岡市上山添字成田21番地9	訪問介護	同	
社会福祉法人温海町社会福祉協議会 鶴岡市湯温海字湯之尻521番地の12	温海町デイサービスセンター愛寿園 鶴岡市湯温海字湯之尻521番地の12	通所介護	同	
社会福祉法人余目町社会福祉協議会 東田川郡庄内町余目字大塚1番地の2	デイサービスはちまん 東田川郡庄内町余目字大塚1番地の2	通所介護	同	

社会福祉法人余目町社会福祉協議会 東田川郡庄内町余目字大塚1番地の2	余目町在宅福祉サービスセンター 東田川郡庄内町余目字三人谷地70番地	訪 問 介 護	同
社会福祉法人酒田市社会福祉協議会 酒田市新橋二丁目1番地の19	酒田市デイサービスセンターいずみ 酒田市東泉町四丁目6番地の13	通 所 介 護	同 10.31
社会福祉法人酒田市社会福祉協議会 酒田市新橋二丁目1番地の19	酒田市社会福祉協議会 酒田市新橋二丁目1番地の19	訪 問 介 護	同
社会福祉法人酒田市社会福祉協議会 酒田市新橋二丁目1番地の19	酒田市社会福祉協議会 酒田市新橋二丁目1番地の19	訪 問 入 浴	同
松山町 酒田市字山田20番地の1	松山町健康福祉センター 酒田市字西田6番地	通 所 介 護	同
八幡町 酒田市観音寺字寺ノ下41番地	町立八幡病院 酒田市小泉字前田37番地	訪 問 看 護	同

山形県告示第43号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年1月24日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅サービス事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
有限会社温海テック 鶴岡市温海己107番地	温海ケアサービス 鶴岡市温海己107番地	福 祉 用 具 貸 与	平成17. 4.15
有限会社在宅福祉サービスひまわり 鶴岡市稲生一丁目3番5号	デイサービスひまわり 鶴岡市稲生一丁目3番5号	通 所 介 護	同
有限会社愛・めぐみ 酒田市泉町9番19号	多機能型介護ステーションぬくもり 酒田市泉町9番19号	訪 問 介 護	同 4.19
		通 所 介 護	同
社会福祉法人さくら福祉会 酒田市中牧田字丸福171番地	デイサービスセンターみどり 酒田市砂越緑町5-43	通 所 介 護	同 5.26
株式会社狩川佐藤組 東田川郡庄内町狩川字東興野80番地の1	グループホームやまゆり 東田川郡庄内町狩川字小縄3番3	認知症対応型共同生活介護	同 6.10
株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目10番1号	株式会社コムスン酒田南ケアセンター 酒田市松原南20番地1	訪 問 介 護	同 6.30
有限会社介護プラザすずらん 酒田市上安町三丁目7番12	介護プラザズラン 酒田市上安町三丁目7番12	福 祉 用 具 貸 与	同 7.13
有限会社キャットハンドサービス 酒田市高砂三丁目8番35号	福祉用具貸与事業所キャット 酒田市東泉町三丁目2番地の11	福 祉 用 具 貸 与	同 7.25
有限会社山王フジックス 鶴岡市山王町14番地23号	山王フジックスヘルパーステーション 鶴岡市山王町14番23号	訪 問 介 護	同 8.17

有限会社山王フジックス 鶴岡市山王町14番23号	デイサービスセンター安心 鶴岡市山王町14番23号	通 所 介 護	同	8.26
有限会社社人会 東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4	ドレミファ 東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4	訪 問 介 護	同	8.30
有限会社マネージメント互恵 鶴岡市中田字追分162番地2号	コミュニティママ家 鶴岡市中田字追分162番地2号	認知症対応型共同生活介護	同	
社会福祉法人さくら福祉会 酒田市中牧田字丸福171番地	グループホームまつやま 酒田市西田12番5	認知症対応型共同生活介護	同	
社会福祉法人さくら福祉会 酒田市中牧田字丸福171番地	グループホームみかわ 東田川郡三川町大字青山字箴元22番1	認知症対応型共同生活介護	同	9.16
株式会社ハイヤーセンター 鶴岡市朝陽町19番27号	株式会社ハイヤーセンター指定訪問介護事業所 鶴岡市朝陽町19番27号	訪 問 介 護	同	9.27
合資会社喜助 鶴岡市友江町2番21号	デイホームなな草 鶴岡市外内島字石名田82番23号	通 所 介 護	同	10.11
株式会社ウィズダム 東田川郡庄内町余目字館之内41番地3	株式会社ウィズダム 東田川郡庄内町余目字館之内41番地3	福 祉 用 具 貸 与	同	10.26
有限会社ひかりの郷 酒田市若宮町二丁目2番29号	ケアホームわかみやの郷 酒田市若宮町二丁目2番29号	訪 問 介 護	同	10.27
		通 所 介 護	同	
有限会社ふれんど 酒田市古湊町9番10号	デイサービスセンターふれんど 酒田市古湊町9番8号	通 所 介 護	同	10.28
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市西新斎町14番26号	ホームヘルパーステーションふれあい 鶴岡市西新斎町14番26号	訪 問 介 護	同	10.1
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市西新斎町14番26号	ホームヘルパーステーションおおやま 鶴岡市大山三丁目34番1号	訪 問 介 護	同	
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市西新斎町14番26号	なえづホームヘルパーステーション 鶴岡市ほなみ町3番1号	訪 問 介 護	同	
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市西新斎町14番26号	とようらホームヘルパーステーション 鶴岡市三瀬字菖蒲田67番1号	訪 問 介 護	同	
社会福祉法人庄内町社会福祉協議会 東田川郡庄内町余目字大塚1番地の2	介護センターほほえみ 東田川郡庄内町余目字三人谷地70番地	訪 問 介 護	同	
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市西新斎町14番26号	くしびきホームヘルパーステーション 鶴岡市上山添字成田21番地9	訪 問 介 護	同	
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市西新斎町14番26号	訪問入浴サービスふれあい 鶴岡市西新斎町14番26号	訪 問 入 浴	同	

社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市西新斎町14番26号	老人デイサービスセンターたかだて 鶴岡市友江町23番14号	通 所 介 護	同
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市西新斎町14番26号	なえづ老人デイサービスセンター 鶴岡市ほなみ町3番1号	通 所 介 護	同
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市西新斎町14番26号	とよら老人デイサービスセンター 鶴岡市三瀬字菖蒲田67番1号	通 所 介 護	同
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市西新斎町14番26号	老人デイサービスセンターふれあい 鶴岡市西新斎町14番26号	通 所 介 護	同

山形県告示第44号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成18年 1月24日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅サービス事業者の名称及び所在地	居宅サービスの種類	事業所の名称及び所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
有限会社さかたケア・ワーク 酒田市東中の口町17番9号	訪問介護	有限会社さかたケア・ワーク	さかたケア・ワーク	平成17. 7. 1
株式会社大進 秋田県由利本荘市川口字飛鳥10番地19号	福祉用具貸与	ダスキレントオール庄内ステーション	ヘルスレント庄内ステーション	同 7.12
株式会社二チイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	福祉用具貸与 訪問介護	アイリスケアセンター東大町 酒田市東町一丁目6-2	アイリスケアセンターこあら 酒田市こあら二丁目5番地2号	同 10.18
社会福祉法人あつみ福祉会 鶴岡市楨代丁53番地1	訪問介護	愛楽園指定訪問介護事業所 鶴岡市楨大丁53番地1	ホームヘルプ温寿荘	同 12. 1
社会福祉法人あつみ福祉会 鶴岡市楨代丁53番地1	通所介護	愛楽園指定通所介護事業所 鶴岡市楨大丁53番地1	デイサービス温寿荘	同
社会福祉法人一幸会 鶴岡市美原町4番40号	訪問介護	健楽園ホームヘルパーセンター 鶴岡市美原町4番40号	鶴岡市美原町3番7号	同 6. 4
山形県高齢者福祉生活協同組合 鶴岡市長者町17番18号	訪問介護	鶴岡地域福祉事業所ヘルパーステーション海老島 鶴岡市双葉町13番45号	鶴岡市長者町17番18号	同 8.20

山形県告示第45号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成18年1月24日

山形県知事 齋 藤 弘

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所	発生日
流行性脳炎	豚	患畜	2	鶴岡市小名部丙93	平成18.1.5

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第2号

山形県教育委員会1月定例会を次のとおり招集した。

平成18年1月24日

山形県教育委員会
委員長 伊 藤 晴 夫

- 1 招集の日時 平成18年1月26日(木) 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
 - (1) 山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の設定について
 - (2) 山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年1月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日
平成17年12月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人 おしんサービス庄内
 - (2) 代表者の氏名
小山 啓子
 - (3) 主たる事務所の所在地
酒田市上安町一丁目5番地の2
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、「公益的な愛と思いやり、助け合いの精神」を基に、酒田市及びその周辺の地域住民を対象とし、移動福祉サービスをはじめとする創造的な福祉サービスを提供することで、快適で生き甲斐のある地域社会を形成し地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成18年 1月24日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	形式		公衆 戸数	区分	家賃					敷金	備 考
		形式	戸数			収入額 12ヶ月 以下の者	収入額 125,000円 以下	収入額 150,000円 以下	収入額 175,000円 以下	収入額 200,000円 以下		
県営三好町ア13 コート2号棟(242 号型)	新庄市金沢1612 -2	3DK	54.6	1	一般用	12,600 円	15,300 円	18,100 円	20,900 円	24,200 円	27,800 円	貸 金 額 は 各 階 に 対 し に 定 め ら れ て い る。

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成18年2月1日(水)から同月7日(火)まで(ただし、郵送の場合は、平成18年2月7日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター(最上事務所)

5 入居の時期 平成18年3月下旬

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成18年1月24日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公衆 戸数	区分	家賃					概要		
		居住形式	坪当たり 標準的 面積			収入が 127,000円 以下の者	収入が128,000円 を超え133,000円 以下の者	収入が133,000円 を超え138,000円 以下の者	収入が138,000円 を超え143,000円 以下の者	収入が143,000円 を超え148,000円 以下の者		収入が148,000円 を超え153,000円 以下の者	収入が153,000円 を超え158,000円 以下の者
県営本田町アパート4号	米沢市本田町五丁目1-10	2DK	60.3	1	特定目的用 賃貸用区分	19,300	23,400	27,500	31,900	36,900	42,300	3月分 の家賃 に相当 する額	単身可
同 中田第2アパート2号	同 中田町901-2	3DK	55.7	1	一般用	13,400	16,300	19,200	22,200	25,600	29,500		
同 桜木アパート2号	南陽市三間通1229-1	同	59.3	1	同	15,700	19,000	22,500	26,000	30,000	34,500		
同 榛野第2アパート	東置原郡高島町福沢南21-2	同	64.2	1	同	17,400	21,100	24,900	28,800	33,200	38,200		

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間（平成16年8月以降の公募）のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成18年2月1日から同月7日まで（ただし、郵送の場合は、平成18年2月7日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター置賜事務所

5 入居の時期 平成18年3月中旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成18年1月24日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	形式		公衆 戸数	区分	家賃						要 求
		LDK	坪単価			収入が 127,000円 以下の者	収入が150,000円 以下及び150,000円 以下	収入が150,000円 以下及び170,000円 以下	収入が170,000円 以下及び200,000円 以下	収入が200,000円 以下及び250,000円 以下	収入が250,000円 以下及び300,000円 以下	
県営小出アパート1号	長井市台町3-1	3DK	55.7	1	一般用	13,400	16,300	19,200	22,200	25,600	29,500	3月分 の家賃 に相当 する額
同 成田アパート	同 成田3102-3	同	63.9	1	同	15,900	19,300	22,900	26,400	30,500	35,000	
同 釜前町住宅	西置郡郭白旗町 大平十玉6692-11	3LDK	77.0	1	同	18,000	21,800	25,800	29,800	34,400	39,600	

（注）「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間（平成16年8月以降の公募）のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成18年2月1日から同月10日まで（ただし、郵送の場合は、平成18年2月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター置賜西事務所
（山形県長井市高野町二丁目3番1号）

5 入居の時期 平成18年3月中旬

平成18年 1月24日印刷
平成18年 1月24日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21
印刷所 坂 部 印 刷 株 式 会 社
印刷者 坂 部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056